

告示

埼玉県告示第六百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前七時四十五分

荷さばき施設四 午前六時から午前七時四十五分

（変更後） 荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前零時から午前七時四十五分

荷さばき施設四 午前六時から午前七時四十五分

ハ 変更年月日

令和元年十一月二十一日外

ニ 届出年月日

令和元年十月二十八日

二 縦覧期間

令和元年十一月八日から令和二年三月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十一月八日から令和二年三月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課